

令和 8 年度三重県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業 (地域の体制づくり支援事業) 補助対象経費について

三重県訪問介護等サービス提供体制確保支援事業(地域の体制づくり支援事業)補助金交付要領の別表第 1 に定められた経費が補助対象となります。対象経費以外の経費は補助金の対象とはなりません。

1. 報酬
事業を行うために必要な報酬
2. 給料
事業を行うために必要な正規職員の給与
3. 職員手当等
事業を行うために必要な職員の手当等
4. 共済費
事業を行うために必要な共済費
5. 賃金
事業を行うために必要な臨時職員の給与
6. 報償費
役務の提供等に対する純粋な謝礼または、報償的意味の強い経費
例えば、研修会等の講師への謝礼等の経費(謝金等)
7. 旅費
研修講師等への依頼旅費、宿泊費等、事業を行うために必要な旅費
8. 需用費
 - (1) 消耗品費
事業を行うために必要な物品で、備品(比較的長く使用でき、かつ保存できる物品)に属さないものの購入に要する経費。短期間または、一度の使用によって費消されるもので、例えば、各種事務用紙や鉛筆などの文具類や書籍の購入経費
 - (2) 燃料費
事業を行うために必要な自動車の燃料などの購入費
 - (3) 印刷製本費
事業を行うために必要な印刷や製本のために要する経費
例えば、文書、パンフレットなどの印刷費
9. 役務費
 - (1) 通信運搬費
事業を行うために必要な郵便料、電話代などの経費
 - (2) 手数料
事業を行うために必要な振込手数料などの経費
10. 委託料
事業の一部分を他の団体等に委託するために必要な経費
11. 使用料および賃借料
事業を行うために必要な会場借上料などの経費
12. 備品購入費
事業を行うために必要な物品(ただし、1 年以上継続して使用できるもの)の購入に要する経費
13. 負担金、補助および交付金
研修や講習会の受講料、それらに対する助成に要する経費